

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」で動物を飼育するときに、飼い主が守らなければならないことが決められています。

1

動物が他の人を傷つけたり、財産に被害を加えたりしないようにしなければなりません。

ア: 飼育している動物が逃げたりしないようにすること。そのためには、動物の本能や習性を十分に理解する。

イ: 動物を散歩に連れて出るときなど、必ずつないで散歩するとともに、糞の始末を飼い主がきっちりとする。

ウ: 飼育場所を常に清潔にし、臭いや羽毛、鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにする。

エ: しつけをすることにより、人との係わり方を動物に覚えさせる。

オ: 飼育動物をむやみに繁殖させないようにする。繁殖行動が攻撃性を引き起こすことがある。

2

飼育している動物によって起こりうる感染症について正しい知識を持たなければなりません。

ア: 動物を清潔に保ち、口移しによるエサやりなどをしない。

イ: 動物を触った後は、必ず手洗いをする。

ウ: 動物のエサの食べ方・排便等の様子をいつも観察し、健康状態を確認する。

3

飼育している動物の所有者がすぐわかるようにしなければなりません。

ア: 首輪に名札を付け、住所氏名等を記載する。

イ: 迷子になった時、首輪が外れても所有者がわかるようにマイクロチップ等を利用する。

4

飼い主に限らず、動物に係わる人が絶対にしてはいけないことがあります。

ア: 飼育している動物を捨てない。動物がその命を終えるまで適切に飼養する。

イ: 飼育している動物はもちろんのこと、愛護動物をみだりに傷つけない。

以上のことを守らない場合は、処罰されることがあります。